# 森林管理部会の設置について

平成31年度から森林経営管理法が施行され、森林環境譲与税(仮称)の配分が予定されています。これにより、市町村が主体となる森林管理や森林環境譲与税を活用した、森林整備や木材利用の促進等に係る事業が実施されます。そこで、新たな森林管理の方法や森林環境譲与税の事業等について検討するため、森林審議会に新しい部会(森林管理部会)を設置します。

# 1 森林管理部会の部会員

森林審議会委員から部会員(5名)を選出。

### 2 所掌事務

- ○森林経営管理法、その他の法令等の関連で森林の管理に関すること。
- ○森林環境譲与税の使途や事業の評価方法に関すること。
- ○千葉県の森林管理の方針や林業振興に関すること。

# 3 実施方法

- ○第1回の部会は今年度3月を目途に開催予定。
- ○年1~2回部会を開催し、所掌事務に係る事項の検討を行う予定。

# 森林審議会及び森林保全部会設置根拠

#### 【森林審議会】 森林法抜粋 (昭和26年法律249号 最終改正:平成25年6月14日)

#### 第五章 都道府県森林審議会

#### (設置及び所掌事務)

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。
- **3** 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議する ことができる。

#### (組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員を以て組織する。

- 2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- **3** 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

#### (会長)

**第七十一条** 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。
- **第七十三条** この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に 関し必要な事項は、政令で定める。

# 【保全部会】 森林法施行令抜粋(昭和26年7月31日政令第276号 最終改正:平成25年3月13日)

#### (都道府県森林審議会の部会)

- 第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会 を置き、その所掌事務を分掌させることができる。
- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の 決議とすることができる。

#### 千葉県森林審議会運営規程

#### (目 的)

第1条 この規程は、森林法(昭和26年法律第249号)、千葉県行政組織条例(昭和32年条例第31号)及び千葉県組織規程(昭和32年規則第68号)に定めのあるもののほか、千葉県森林審議会(以下「審議会」という。)の議事及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (部 会)

- 第2条 審議会に、5人以内で構成する森林保全部会<u>及び森林管理部会</u>を置く。
- 2 前項の部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

#### (諮問の付議)

第3条 審議会の長(以下「会長」という。)は、知事の諮問を受けた場合は、 当該諮問を部会に付議することができる。

#### (部会の議決)

第4条 部会の議決は、会長の同意を得て審議会の議決とすることができる。 2 部会の長(以下「部会長」という。)は、前項の同意を得たときは、その 同意に係る議決事項を審議会に報告するものとする。

#### (書面表決)

- 第5条 審議会又は、部会の委員は、会長又は、部会長が認めた時に限り書面 をもって表決することができる。
- 2 前項の場合において、審議会又は部会の委員は、会長又は、部会長が指定する期日までに書面をもって提出するものとする。

#### (議事録)

- 第6条 審議会及び部会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - 1)審議会及び部会の日時及び場所
  - 2) 審議会及び部会に出席した委員の氏名
  - 3)議事の経過要領及び発言者の発言趣旨
  - 4) その他必要事項
- 2 議事録には、議事録署名人の署名押印がなければならない。
- 3 議事録署名人は、会議に出席した委員のうちから2名選出するものとする。

#### (関係者からの意見の開陳等)

第7条 会長又は部会長は、その所掌事務を行うため必要があると認めたときは、関係者を会議に出席させ意見の開陳、説明その他必要な協力を求めるものとする。

#### (幹事及び書記)

- 第8条 審議会に幹事及び書記若干名を置き、会長が森林課内からこれを任命する。
- 2 幹事は、審議会及び部会に関する議事録を作成する。
- 3 幹事及び書記は、会長及び部会長の命を受け庶務を処理する。

## (雑 則)

第9条 この規程に定めのない事項については、会長の定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月19日から施行する。
- 2 千葉県森林審議会運営規程(昭和43年6月27日)は廃止する。

#### 附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成30年12月12日から施行する。

#### 別 表 (第2条第2項)

The state of the s	
部 会 名	所 掌 事 務
森林保全部会	1)森林病害虫等防除法に基づく県防除実施基準等の 策定及び変更に関すること。 2)森林法 <del>、その他の法令等の関連でに基づく</del> 森林の保 全に関すること。
<u>森林管理部会</u>	1)森林経営管理法、又はその他の法令等に基づく森林 の管理に関すること。 2)森林環境譲与税(仮)の使途や事業の評価方法に関 すること。 3)千葉県の森林管理の方針や林業振興に関すること。